

# 機動警察通信隊運営要則 (平成6年11月1日警察庁訓令第16号)

(沿革) 平成9年4月1日警察庁訓令第3号、平成13年3月30日第11号、平成16年4月1日訓令第7号改正

機動警察通信隊運営要則を次のように定める。

## 機動警察通信隊運営要則

### 目次

第1章 総則 (第1条 - 第7条)

第2章 平素の措置 (第8条 - 第10条)

第3章 機動警察通信隊の出動 (第11条 - 第14条)

第4章 機動警察通信隊の連携 (第15条 - 第18条)

第5章 雑則 (第19条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この訓令は、機動警察通信隊の設置、任務、活動等について必要な事項を定め、もってその適正な運営を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出動事案 その処理に関し通信を確保するため警察通信施設を臨時に設置することが必要と認められる事案をいう。
- (2) 出動事案現場等 出動事案の発生現場その他出動事案の処理に関連する場所をいう。
- (3) 事案担当課長 警視庁又は道府県警察本部(方面本部を含む。)の出動事案を処理する課長をいう。
- (4) 情報通信部 管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部をいう。
- (5) 情報通信部長 管区警察局情報通信部長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、府県情報通信部長及び方面情報通信部長をいう。
- (6) 管区警察局等 管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通

信部をいう。

(7) 管区警察局情報通信部等 管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部をいう。

(8) 管区警察局情報通信部長等 管区警察局情報通信部長、東京都警察情報通信部長及び北海道警察情報通信部長をいう。

(9) 府県情報通信部等 府県情報通信部及び方面情報通信部をいう。

(10) 府県情報通信部長等 府県情報通信部長及び方面情報通信部長をいう。

(11) 情報通信局長 警察庁情報通信局長をいう。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

( 機動警察通信隊の設置 )

第3条 管区警察局長、東京都警察情報通信部長及び北海道警察情報通信部長は、それぞれ管区警察局情報通信部及び府県情報通信部、東京都警察情報通信部並びに北海道警察情報通信部及び方面情報通信部に機動警察通信隊を設置するものとする。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

( 管区警察局情報通信部長と府県情報通信部長との関係 )

第4条 府県情報通信部長は、機動警察通信隊の運営に関し管区警察局情報通信部長の指揮を受けるものとする。

[ 見出し改正、改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

( 機動警察通信隊の編成 )

第5条 機動警察通信隊に、隊長並びに情報通信部長の指名する副隊長及び隊員を置く。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

2 機動警察通信隊の隊長は、当該機動警察通信隊の置かれる情報通信部の機動通信課長（東京都警察情報通信部にあっては機動通信第一課長）をもって充てるものとする。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成13年訓令11、平成16年訓令7 ]

3 前2項に定めるもののほか、機動警察通信隊の編成に関し必要な事項は、情報通信局長が定める。

[ 全改・・・平成13年訓令11 ]

#### 4 削除 [ 改正・・・平成13年訓令11 ]

( 機動警察通信隊の任務及び活動 )

第6条 機動警察通信隊は、出勤事案現場等において、警察事務の執行のため必要な通信を確保することを任務とする。

2 機動警察通信隊は、前項の任務を遂行するため、出勤事案に関し次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 警察通信施設の臨時の設置

(2) 臨時に設置された警察通信施設の運用

(3) 警察官に対する警察通信施設の運用上の技術指導

(4) 前3号に掲げるもののほか、出勤事案現場等における通信の確保のため必要な活動

( 隊員の心構え )

第7条 機動警察通信隊の隊員は、その任務の重要性を認識し、活動上必要とされる知識及び技能の習得に努め、出勤に当たっては、一致協力して、迅速かつ確実に、その任務の遂行に努めなければならない。

#### 第2章 平素の措置

( 活動計画 )

第8条 機動警察通信隊の隊長は、必要であると認める出勤事案の種別ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を内容とする活動計画を作成しておくものとする。

(1) 出勤を予定する隊員

(2) 隊員の配置場所及び任務分担

(3) 運用を予定する警察通信施設

(4) 招集命令の伝達方法

(5) 招集場所

(6) 参集を要する場合及び参集場所

(7) 前各号に掲げるもののほか、機動警察通信隊の活動上必要な事項

( 警察通信施設等の点検 )

第9条 情報通信部長は、当該情報通信部に置かれる機動警察通信隊がその出勤に際し携行する警察通信施設等を定期的に点検し、常に運用可能な状態にしておかなければならない。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

( 教養訓練の実施 )

第10条 情報通信部長は、定期的に、当該情報通信部に置かれる機動警察通信隊の隊員（隊長及び副隊長を含む。）に対し、出勤事案現場等における通信の確保を円滑に行うため必要な教養訓練を実施しなければならない。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

2 管区警察局情報通信部長等は、定期的に、2以上の機動警察通信隊が共同して活動する場合を想定した合同の教養訓練を実施するよう努めなければならない。

[ 改正・・・平成9年訓令3 ]

3 情報通信部長は、前2項に規定する教養訓練については、必要に応じ、都道府県警察と合同で実施するよう努めなければならない。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

### 第3章 機動警察通信隊の出勤

( 都道府県警察による出勤の要請 )

第11条 都道府県警察は、出勤事案の発生を認知したときは、機動警察通信隊の出勤を要請することができる。

2 前項の規定による機動警察通信隊の出勤の要請は、事案担当課長が、情報通信部（管区警察局情報通信部を除く。以下本章において同じ。）に置かれる機動警察通信隊の隊長に対し、事案の内容及び発生場所、出勤を必要とする時期その他機動警察通信隊の活動上必要な事項を明らかにして行うものとする。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

3 前2項に定めるもののほか、機動警察通信隊の出勤の要請に関し必要な事項は、警視總監、道警察本部長又は府県警察本部長と東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長又は府県情報通信部長が相互に協議して定めるものとする。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

( 出勤 )

第12条 前条第1項の規定により出勤の要請を受けた機動警察通信隊の隊長は、当該出勤の要請に係る活動を行うため、当該機動警察通信隊を出勤させなけれ

ばならない。

- 2 前項に定めるもののほか、機動警察通信隊の隊長が、自ら出動事案を認知した場合等当該機動警察通信隊を出動させることが必要であると認めるときは、当該機動警察通信隊が置かれる情報通信部の情報通信部長の指揮により、当該機動警察通信隊を出動させなければならない。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

- 3 機動警察通信隊の隊長は、他の事案の処理に係る活動のため当該機動警察通信隊のすべての班が現に出動している場合においては、前2項の規定にかかわらず、当該機動警察通信隊の置かれる情報通信部の情報通信部長の指揮を受け、第15条に規定する応援の要請その他の措置をとるものとする。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

( 都道府県警察との連絡 )

- 第13条 機動警察通信隊の隊長及び事案担当課長は、前条の規定により機動警察通信隊が出動する場合においては、当該出動に係る事案の処理に関し相互に緊密な連絡を保たなければならない。

( 活動状況の報告 )

- 第14条 機動警察通信隊の隊長は、第12条の規定により当該機動警察通信隊を出動させた場合においては、当該出動に係る活動状況を当該機動警察通信隊が置かれる情報通信部の情報通信部長に随時報告しなければならない。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

#### 第4章 機動警察通信隊の連携

( 応援の要請 )

- 第15条 機動警察通信隊の隊長は、当該機動警察通信隊の活動に関し他の機動警察通信隊の応援を必要とする場合においては、次に掲げる事項を明らかにして管区警察局情報通信部長等にその旨を連絡するものとする。ただし、府県情報通信部等に置かれる機動警察通信隊の隊長にあつては、当該府県情報通信部長等を通じてこれを行うものとする。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

(1) 事案の内容

(2) 応援を必要とする時期及び期間

- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする人員
- (5) 応援を必要とする理由
- (6) 出動に際し特に携行を要する警察通信施設等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、機動警察通信隊の活動上必要な事項

2 前項の規定により連絡を受けた管区警察局情報通信部長等は、他の機動警察通信隊の応援が必要であると認めた場合（次項に規定する場合を除く。）においては、当該管区警察局情報通信部等又は当該管区警察局等の他の府県情報通信部等に置かれる機動警察通信隊の隊長に対し、当該機動警察通信隊の出動を命じなければならない。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

3 第1項の規定により連絡を受けた管区警察局情報通信部長等は、他の管区警察局情報通信部等又は当該他の管区警察局等の府県情報通信部等に置かれる機動警察通信隊の応援を要請することが必要であると認めた場合においては、同項各号に掲げる事項を明らかにして当該他の管区警察局情報通信部長等に機動警察通信隊の応援を要請するものとする。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

4 前項の規定により応援の要請を受けた管区警察局情報通信部長等は、第12条第3項に規定する場合を除くほか、当該管区警察局情報通信部等又は当該管区警察局等の府県情報通信部等に置かれる機動警察通信隊の隊長に対し、当該機動警察通信隊の出動を命じなければならない。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

5 第2項及び前項の規定による出動の命令は、府県情報通信部等に置かれる機動警察通信隊にあっては、当該府県情報通信部長等を通じて行わなければならない。

[ 改正・・・平成16年訓令7 ]

6 第3項の規定により他の管区警察局情報通信部等又は当該他の管区警察局等の府県情報通信部等に置かれる機動警察通信隊の応援を要請した管区警察局情報通信部長等は、その旨を情報通信局長に連絡しなければならない。

[ 改正・・・平成9年訓令3、平成16年訓令7 ]

( 応援の要請による出動に係る指揮 )

第 16 条 前条第 2 項又は第 4 項の規定により出動した機動警察通信隊の隊員は、  
応援を受けた機動警察通信隊の隊長の指揮を受けて活動するものとする。

( 都道府県の境界周辺における事案に関する応援の要請の特則 )

第 17 条 管区警察局情報通信部長等は、都道府県の境界の周辺の地域において  
出動事案が発生した場合における機動警察通信隊の応援の要請については、第  
15 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。ただし、異なる  
管区警察局等に係る機動警察通信隊にあっては、関係管区警察局情報通信部長  
等との相互の協議により当該定めをするものとする。

[ 改正・・・平成 9 年訓令 3 ]

( 共同活動に係る指揮 )

第 18 条 管区警察局情報通信部長等は、2 以上の機動警察通信隊がそれぞれの  
任務を遂行するため共同して活動を行うこととなる場合において必要があると  
認めるときは、あらかじめ定めたところにより、それらの機動警察通信隊のう  
ちの 1 の隊長に当該活動に関し必要な指揮を行わせるものとする。ただし、異  
なる管区警察局等に係る機動警察通信隊にあっては、関係管区警察局情報通信  
部長等と相互に協議してその旨を定めるものとする。

[ 改正・・・平成 9 年訓令 3 ]

## 第 5 章 雑則

( 情報通信局長への委任 )

第 19 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、  
情報通信局長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 [ 平成 9 年 4 月 1 日訓令 3 ]

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [ 平成 13 年 3 月 30 日訓令 11 ]

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [ 平成 16 年 4 月 1 日訓令 7 ]

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。